

第 370 回兵庫県議会提出議案審査参考資料

- 第 30 号議案 使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例中
関係部分・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P 2
- 第 36 号議案 兵庫県立総合衛生学院の設置及び管理に関する条例の一部を
改正する条例・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P 4

保 健 医 療 部

使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定について

1 制定の理由

農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律に定める国が徴収する輸出証明書の発行手数料について、令和7年度より施行されることから、県においても所要の整備を行い、手数料を設定する。

2 制定の概要

使用料及び手数料徴収条例の一部改正

農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律における輸出証明書発行にかかる手数料及び適合施設の認定にかかる手数料を新設する。

(別表第4関係)

3 施行期日

令和7年4月1日

新旧対照表

現 行

別表第4 (第2条関係)

標準事務以外の事務に係る手数料

1～67 (略)

68 所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法に関する手数料

名 称	事 務 の 区 分	金 額
(略)	(略)	(略)

69 畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律に関する手数料

名 称	事 務 の 区 分	金 額
(略)	(略)	(略)

70 (略)

(使用料及び手数料徴収条例)

改 正 案

別表第4 (第2条関係)

標準事務以外の事務に係る手数料

1～67 (略)

68 所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法に関する手数料

名 称	事 務 の 区 分	金 額
(略)	(略)	(略)

68の2 農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律に関する手数料

名 称	事 務 の 区 分	金 額
(1) 輸出証明書 発行手数料	農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律(令和元年法律第57号。以下この部において「法」という。)第15条第2項の規定に基づく輸出証明書の発行	1通につき870円
(2) 適合施設認 定申請手数料	法第17条第2項の規定に 基づく適合施設の認定の 申請に対する審査	現地調査を行う場合 20,900円 その他の場合 10,400円

69 畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律に関する手数料

名 称	事 務 の 区 分	金 額
(略)	(略)	(略)

70 (略)

兵庫県立総合衛生学院の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定

1 制定の理由

医療及び介護の連携を推進するため、兵庫県立総合衛生学院（以下「学院」という。）について、本校と分校（介護福祉学科）を集約した校舎を新設し、移転することに伴い、所要の整備を行う。

2 制定の概要

- (1) 学院の分校に係る規定を削除するとともに、規定の整備を行う（第1条、第2条、第4条及び別表関係）。
- (2) 学院の位置を神戸市長田区腕塚町5丁目（現行：神戸市長田区海運町7丁目）とする（第2条関係）。

3 施行期日

令和7年4月1日

新旧対照表

現 行

(設置)

第1条 助産師、看護師、歯科衛生士及び介護福祉士（以下「看護師等」という。）として必要な知識及び技術を教授し、もって医療及び公衆衛生の普及向上並びに社会福祉の増進を図るため、看護師等の養成所として、兵庫県立総合衛生学院（以下「学院」という。）を置く。

2 学院に、分校として、中山手分校を置く。

(位置)

第2条 学院の本校（以下「本校」という。）の位置は、神戸市長田区海運町7丁目とする。

2 学院の分校（以下「分校」という。）の位置は、神戸市中央区中山手通7丁目とする。

(授業料等の徴収)

第4条 県は、学院に入学した者から授業料を、学院の入学の許可を受けた者から入学料を、入学試験を受ける者から入学検査料を徴収する。

2 本校に係る前項の授業料、入学料及び入学検査料の額は、別表のとおりとする。

3 分校に係る第1項の授業料、入学料及び入学検査料の額は、次のとおりとする。

(1) 授業料 月額32,500円

(2) 入学料 175,000円

(3) 入学検査料 18,000円

別表（第4条関係）

学科	授業料	入学料		入学検査料
		甲	乙	
助産学科	月額 12,500円	16,000円	24,000円	13,000円
看護学科	月額 7,750円	16,000円	24,000円	4,400円
歯科衛生学科	月額 17,250円	17,000円	26,000円	5,800円

備考 入学料の甲欄は、入学の日の1年前から引き続き兵庫県内に住所を有する者又はその配偶者若しくは1親等の親族である者に、乙欄は、その他の者に適用する。

改 正 案

(設置)

第1条 助産師、看護師、歯科衛生士及び介護福祉士（以下「看護師等」という。）として必要な知識及び技術を教授し、もって医療及び公衆衛生の普及向上並びに社会福祉の増進を図るため、看護師等の養成所として、兵庫県立総合衛生学院（以下「学院」という。）を置く。

(位置)

第2条 学院の位置は、神戸市長田区腕塚町5丁目とする。

(授業料等の徴収)

第4条 県は、学院に入学した者から授業料を、学院の入学の許可を受けた者から入学料を、入学試験を受ける者から入学検査料を徴収する。

2 前項の授業料、入学料及び入学検査料の額は、別表のとおりとする。

別表（第4条関係）

学科	授業料	入学料		入学検査料
		甲	乙	
助産学科	月額 12,500円	16,000円	24,000円	13,000円
看護学科	月額 7,750円	16,000円	24,000円	4,400円
歯科衛生学科	月額 17,250円	17,000円	26,000円	5,800円
<u>介護福祉学科</u>	<u>月額 32,500円</u>	<u>175,000円</u>	<u>175,000円</u>	<u>18,000円</u>

備考 入学料の甲欄は、入学の日の1年前から引き続き兵庫県内に住所を有する者又はその配偶者若しくは1親等の親族である者に、乙欄は、その他の者に適用する。